

## 不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	消防局 予防課 危険物係
不利益処分名	危険物の貯蔵等に関する命令
根 拠 法 令	消防法
根 拠 条 項	第11条の5第1項
連 絡 先	(電話 656 - 1193 )
処 分 基 準	<p>市長は、製造所、貯蔵所（移動タンク貯蔵所を除く。）又は取扱所においてする危険物の貯蔵又は取扱いが消防法第10条第3項の規定に違反していると認めるときは、当該製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、同項の技術上の基準に従って危険物を貯蔵し、又は取り扱うべきことを命ずることができる。</p> <p>消防法第10条第3項の政令で定める技術上の基準 危険物の規制に関する政令第24条～第27条（第26条第1項6号の2～10号、第27条第6項4号を除く。）</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定（平成 年 月 日最終変更）